

# 熊本県公報

号外 第 4 7 号  
平成 27 年 12 月 15 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則及び熊本県個人情報保護条例第 2 条第 5 号ウの知事が定める施設等を定める規則の一部を改正する規則…………… (県政情報文書課) 1
- 熊本県個人情報保護制度審議会規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 8

## 規 則

知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則及び熊本県個人情報保護条例第 2 条第 5 号ウの知事が定める施設等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 3 号

知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則及び熊本県個人情報保護条例第 2 条第 5 号ウの知事が定める施設等を定める規則の一部を改正する規則 (知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則の一部改正) (平成 1 3 年熊本県規則第 3 0 号) 第 1 条 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則 (平成 1 3 年熊本県規則第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「自己情報開示請求書」を「自己情報 (自己特定個人情報) 開示請求書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する条例第 1 5 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項第 2 号中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第 4 条第 1 号中「いずれか一の書類」を「うちいずれか一の書類 (」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類)」に改め、同号ア中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加え、同条第 2 号中「いずれか一 (前号ア」を「うちいずれか一の書類 (同号ア」に、「前号イ」を「同号イ」に、「いずれか二」を「うちいずれか二の書類」に、「もののいずれか一」を「もののうちいずれか一の書類」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 1 4 条第 2 項」の次に「又は第 3 2 条の 4 第 2 項」を加え、「開示請求した」を「開示請求をして」に改め、及び第 2 項の次に「 (これらの規定を条例第 3 2 条第 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を、「第 2 0 条第 1 項第 2 次項中「第 1 4 条第 2 項」の次に「又は条例第 3 2 条の 5 第 2 項」を加え、「訂正請求した」を「訂正請求をして」に改め、「及び第 2 項」の次に「 (これらの規定を条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を、「及び第 3 項」の次に「 (これらの規定を条例第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加え、同条第 3 項中「第 1 4 条第 2 項」の次に「又は条例第 3 2 条の 6 第 2 項」を、「及び第 2 項」の次に「 (これらの規定を条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加える。

第 6 条第 1 号中「第 1 6 条第 2 号」の次に「 (条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加える。

第 6 条の 2 中「第 1 6 条第 3 号ただし書ウ」の次に「 (条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項」の次に「 (条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。 ) 」を加え、同条第 3 項中「第 1 9 条第 2 項」の次に「 (条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加え、同条第 4 項中「第 1 9 条第 5 項後段」の次に「 (条例第 3 期延長通知書」に改め、同条第 5 項中「第 7 項」の次に「 (これらの規定を条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 ) 」を加え、同条第 8 項中「第 1 9 条第 8 項後段」の次に「 (条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加え、同条第 8 項後段」の次に「 (条例第 3 2 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。 ) 」を加える。



別記第1号様式(第3条関係)

自己情報(自己特定個人情報)開示請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所又は居所 郵便番号 ー

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏 名

[法人にあつては、その名称及び代表者の氏名]

連 絡 先

[法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第14条(第32条の4)第1項及び第2項の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の開示を請求します。

開示請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
求める開示の実施の方法 [希望する方法の番号を○で 囲んでください。]	1 閲覧                      2 視聴                      3 写しの交付 4 その他(                      )

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 [該当するものの番号を○で 囲んでください。]	1 15歳未満の者                      2 15歳以上の未成年者 3 成年被後見人                      4 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号( ) ー )
本人に代わって開示請求をする理由	

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 「開示請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、知りたいと思われる自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
- 5 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証                      2 旅券 3 その他(                      )
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本    2 委任状    3 その他(                      )
備考	受付年月日                      年 月 日

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規則第4条」を「知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則第4条又は第16条」に、「定める」を「規定する」に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第11条関係)

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者住所又は居所 郵便番号 -

[法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏 名

[法人にあっては、その名称及び代表者の氏名]

連 絡 先

[法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号( ) -

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 [該当するものの番号を○で 囲んでください。]	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) - )
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。  
 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。  
 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。  
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。  
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報 が記録された物の写し
備考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

年 月 日

熊本県知事

様

請求者

住所又は居所  
 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }  
 氏名  
 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }  
 連絡先  
 { 法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先 }

郵便番号 —

電話番号( ) —

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 { 該当するものの番号を○で囲んでください。 }	1 未成年者	2 成年被後見人	3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名		
	住所	(電話番号( ) — )	
本人に代わって利用停止請求をする理由			

- (注) 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。  
 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。  
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。  
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。  
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券	
	3 その他( )		
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 委任状	3 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書	2 個人情報部分開示決定通知書	
	3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報 が記録された物の写し		
備考	受付年月日	年 月 日	

別記第13号の5様式及び別記第13号の6様式中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。  
 別記第13号の7様式中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。  
 別記第13号の8様式中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条の7第1項」及び「第25条の7第4項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本県個人情報保護条例第2条第5号ウの知事が定める施設等を定める規則の一部改正)

第2条 熊本県個人情報保護条例第2条第5号ウの知事が定める施設等を定める規則(平成24年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
 熊本県個人情報保護条例第2条第6号ウの知事が定める施設等を定める規則  
 第1条(見出しを含む。)及び第2条(見出しを含む。)中「第2条第5号ウ」を「第2条第6号ウ」に改める。

(熊本県個人情報保護条例第2条第6号ウの知事が定める施設等を定める規則の一部改正)

第3条 熊本県個人情報保護条例第2条第6号ウの知事が定める施設等を定める規則(平成24年熊本県規則第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
 熊本県個人情報保護条例第2条第7号ウの知事が定める施設等を定める規則  
 第1条(見出しを含む。)及び第2条(見出しを含む。)中「第2条第6号ウ」を「第2条第7号ウ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条の規定 公布の日
  - (2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、第1条の規定による改正後の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県個人情報保護制度審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成27年12月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第44号**

熊本県個人情報保護制度審議会規則の一部を改正する規則  
 熊本県個人情報保護制度審議会規則(平成12年熊本県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条第6項」を「第35条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。